

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部を改正します

改正内容

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則第4条第2項で規定されている公共
公益施設管理者等との調整・協議事項について、新たに「児童及び生徒の増加に伴う措
置に関すること」を追加します。

改正施行日

令和6年12月7日

変更点

◆ 事前協議調整結果通知書の協議事
項に「**児童及び生徒の増加に伴う
措置に関すること**」が追加されま
す

◆ 「**協議要**」とされている場合は、
**学事課（教育委員会）との協議が
必要**となります

(変更イメージ)

様式第6号（第4条関係）
事前協議調整結果通知書

株式会社●●●● 代表取締役 ●●●● 様
さいたま市長 ●●●●

令和●●年●●月●●日第●●●●号で受付した事前協議申請について、調整が終了しまし
さいたま市開発行為の手続きに関する条例第8条第3項の規定により次のとおり通知します。

1 調整の内容（条例の規定による協議先）

●さいたま市開発行為の手続に関する条例第9条の規定による協議先

協議要	協議事項	公共公益施設の管理者等 （協議担当課）
	家庭ごみのごみ集積所の設置に関すること	●●●●●●
	交通安全施設の設置、移設に関すること	●●●●●●
	自転車等駐車場の設置に関すること	●●●●●●
	自動車駐車場の設置に関すること	●●●●●●
	子育て支援施設の設置に関すること	のびのび安心子育て課
	学校用地の確保に関すること	学校施設整備課（教育委員会）
	○ 児童及び生徒の増加に伴う措置に関すること	学事課（教育委員会） 追加

※公共公益施設の管理者等との協議書及び協議結果書を、さいたま市開発行為の手続に関する
9条第3項の規定により、開発許可の申請書に添付してください。

●都市計画法の規定による協議先

経過措置

規則改正施行日前（令和6年12月6日まで）に行った事前協議申請については、
改正後の規則は適用されず、改正前の規則が適用されます。

（参考）令和6年度事前協議申請の締め切り日

締め切り年月	第1回目	第2回目
令和6年12月	6日（金）	20日（金）
令和7年 1月	10日（金）	24日（金）
令和7年 2月	7日（金）	21日（金）
令和7年 3月	7日（金）	

※ 12月6日までに申請
⇒改正前の規則が適用されます
 12月7日以降に申請
⇒改正後の規則が適用されます

問合せ先

○条例施行規則改正について 都市局 都市計画部 都市計画課 電話：048-829-1427 FAX：048-829-1979	○協議事項（児童及び生徒の増加に伴う措置に関すること）について 教育委員会事務局 学校教育部 学事課 電話：048-829-1648 FAX：048-829-1990
---	--

○開発許可に関する相談について（土地の存する区により相談先が異なります）

【西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区】 北部都市計画事務所 都市計画指導課 電話：048-646-3184(西区・北区・大宮区・見沼区) 048-646-3185 (岩槻区) FAX：048-646-3189	【中央区・桜区・南区・浦和区・緑区】 南部都市計画事務所 都市計画指導課 電話：048-840-6184 048-840-6185 FAX：048-840-6189
--	--

